

# 桃友会 会則

(名 称)

第1条 本会は、桃友会と称する。

(目 的)

第2条 会員相互の親睦をはかり、社会的見聞をひろめ、また、兵庫県立須磨友が丘高等学校(以下「学校」という)の発展に寄与することを目的とする。

(会 員)

第3条 本会員は、次の通りとする。

学校の卒業生保護者。  
学校に在籍した教職員。

(役 員)

第4条 本会の役員は次の通りとする。ただし、親睦会出席者の中から選出されるものとする。

・会長(1名)…会の代表として立候補または推薦により決定する。任期は1年とする。

再任はさまたげない。

・幹事(若干名)…立候補または推薦により決定し、親睦会の計画・運営・連絡を担当する。

(会計も兼ねる)

以上を総会で確認する。

(活 動)

第5条 第一項 年1回、会費制による親睦会を開催する。ただし、親睦会は総会を兼ねる。

第二項 「桃友基金」を設置し、学校在籍生徒の就学支援を行う。

(会 費)

第6条 入会金は無料とする。

親睦会開催時に参加費を徴収し、その一部を会の運営費に充てる。

制定 昭和 61年 4月

改定 昭和 62年 2月

改定 昭和 62年 11月

改定 平成 2年 12月

改定 平成 16年 11月

改定 令和 2年 1月